

徳川幕府の大名改易政策を巡る一考察（二）

笠谷和比古

第三章 大名改易の実現過程

前二章の事例に見たように、これまで最も政治的な疑惑性の濃厚なものとされてきた、福島・加藤両家の改易についても、その事実経過を丹念に観察するならば、決して、幕府側の政治的ないし一方的な処断ということはできないであろう。この両家の改易については、両家の側に処断されて致し方のない違法行為のあることは明白であり、従つてまた、当時の人々、諸大名の受けとめ方も幕府の处置を、やむを得ざるものとするところにあつたようと思われるのである。

そのことはまた、この大名改易という事態の形式面、即ち大名改易の実現過程における、その実現のあり方の侧面についても言いうるところなのである。本章では、既述の二事例に自余の大名改易の事例をも加えつゝ、専ら大名改易なるものの実現過程の性格・特色について、これを見ていく。蓋し、このような重要政策の実現のされ方、形式的な面にこそ、当該国制の政治的、権力的性格が端的に反映されるものだからである。

なお大名改易の実現過程のうち、第一節では改易の決定過程を、第二節では居城と領地の接收という改易の執行過程を検討することとする。

第一節 改易事情の公開の原則

このように徳川幕府による大名改易は、その事態の内容の面からして、政略的なもの、或いは何がしかの既定方針に基づいた権力主義的政策といった性格のものではないことが了解されるであろうが、

(1) 江戸城などへ招集のうえでの伝達

表1は徳川幕府の霸権が確立した元和元年の大坂の陣以降の、国持大名を中心とした大名の改易の一覧表であるが、この改易の際に、その事情や背景について、幕府から諸大名に対してこれを伝達するという行為が、幾つか史料的に確認される。

第一章に見た、元和五(一六一九)年の福島家の改易事件では、その六月一〇日に諸大名の老臣を伏見城に集め、そこで幕府老中列座の中において本多正純が、同事件の経緯と福島の改易を発令した事情について詳細な伝達をした(史料2)(史料3)。第二章の寛永九(一六三二)年の肥後加藤家の改易の折りにも、その六月一日に、江戸城に出仕してきた諸大名に対し、「史料15」に示した内容を伝達している。

さて問題となるのは、この幕府の行っている伝達行為の意味であろう。改易事情についてのこの伝達行為は、大名改易という政治過程の中で如何なる位置づけがなされているものであろうか。考えられる一つの意味は訓戒、警告といったものであろう。福島家の場合は、城郭の無断修築の禁という幕府の法度に対する違反が事件の中心であり、加藤家の場合は「謀書」の発給という謀叛の嫌疑に関わるものであったから、諸大名への伝達にそのような意味が込められるのは当然といえる。幾つかの御家騒動に端を発して改易に処せられた場合には、そのような意味あいが強いと言いうる。しかしながら

ら、以下のような事例とも併せて見てみるならばそれだけではすまないのであって、この大名改易に際しての事情伝達には、より政治的に重要な意味が見てとれるのである。

すなわち表1に示した通り、寛永一〇(一六三三)年に改易となつた出雲堀尾家の場合は無嗣断絶であり、同二〇年の会津加藤家の場合は自発的な領知返上の申し出を改易理由とするものであり(それが真実の理由であるかどうかはともかく)、それ故に、その事情伝達を警告・訓戒として捉えるのには、ややそぐわないものを感じるのである。

例えば堀尾家の改易の場合、幕府は在江戸の国持大名たちを江戸城に集めて、幕府元老格の井伊直孝および酒井忠世・土井利勝・酒井忠勝の三年寄列座のうえで、次のような將軍家光の意向を伝達している。

〔史料16〕 出雲堀尾家改易理由の伝達(酒井家文書「幕府日記」⁴⁸)

寛永一〇年九月二七日条)

「堀尾山城守事、云々年来之好、云々壯年、御奉公申上時分、病死不便思召、息於有之は跡職、雖可被仰付。無之、其上遺言は雲隱両国、就差上之、為御仕置被遣上使也、此段、御直、可被仰聞處、依御不余氣、以右四輩所被仰出也」

表1 国持大名の改易と改易事情の伝達

徳川幕府の大名改易政策を巡る一考察（二）

年月	改易大名	領地石高	改易事情と事後措置・関連事項	改易事情の伝達	典 拠
元和二・七	松平忠輝	越後高田六〇万石	不行状、將軍への不敬。伊勢朝熊配流	(不 明)	「梅津政景日記」他
五・六	*福島正則	安芸広島四九・八万石	城郭無断修築、破却有免条件の不履行。川中島五万石に移封。逼塞	伏見城で諸大名家臣に伝達	
寛永一〇・一	*田中忠政#	筑後柳川三一・五万石	無嗣断絶。		
九・一〇	*最上義俊	出羽山形五七万石	家中騒動。近江・三河国にて一万石下賜		
九・一	*本多正純	下野宇都宮一五・五万石	家臣の振る舞い等。出羽由利に配流		
九・一	*蒲生忠郷#	越前福井六七万石	不臣の振る舞い等。出羽由利に配流		
九・一	*松平忠直	陸奥会津六〇万石	越前福井六七万石		
九・一	*本多忠廣	肥後熊本五二万石	家臣の振る舞い等。出羽由利に配流		
九・一	*加藤忠広	駿河府中五五万石	忠広子光広の謀書の発給および妻子の無断帰国		
九・一	徳川忠長	出雲松江二六・四万石	無嗣断絶。弟忠知に伊予松山二〇万石下賜		
九・一	*堀尾忠晴#	伊予松山二四万石	無嗣断絶。弟忠知に伊予松山二〇万石下賜		
九・一	*蒲生忠知#	出雲松江二六・四万石	無嗣断絶。弟忠知に伊予松山二〇万石下賜		
九・一	*京極忠高#	出雲松江二六・四万石	無嗣断絶。弟忠知に伊予松山二〇万石下賜		
九・一	*堀尾高俊	出雲松江二七・一萬石	無嗣断絶。(領地返上申出)		
九・一	*加藤明成	讃岐高松一七・一萬石	無嗣断絶。(二度目の無嗣断絶)		
九・一	*生駒高俊	陸奥会津四〇万石	無嗣断絶。甥高知に本領六万石分を播磨龍野にて下賜		
九・一	*堀田正信	下總佐倉一〇万石	無嗣断絶。甥高知に本領六万石分を播磨龍野にて下賜		
九・一	*森長成#	丹後富津七・八万石	家中騒動、國元家臣の大量脱藩。出羽由利へ配流	在府諸大名へ伝達	「幕府日記」他
元禄一〇・一	*京極高国	越後高田二六万石	國政不調により領地返上申出。隠居、子明友に石見吉永一万石下賜	在府諸大名へ伝達	「幕府日記」他
元禄一〇・一	松平光長	美作津山一八・六万石	家中騒動。南部重信に預け、嫡子以下も諸家に預け	在府諸大名へ伝達	「幕府日記」他
天和一・六	堀田正信	越後高田二六万石	家中騒動。松平定直に預け、切米一万俵下賜	端午節句登城の諸大名に伝達	「稻葉日記」他
寛文一・五	*森長成#	美作津山一八・六万石	未期養子発狂。無嗣断絶。父長継に備中西江原二万石下賜	在府諸大名へ伝達	「松平大和守日記」

備考：元和二年以降の国持大名の改易について表示する。（）を付した二件は参考として併載する。*印を付したもののは外様大名を、#印を付したもののは無嗣断絶を示す。

即ち、病死した堀尾忠晴については後継実子がなかったこと、また本人も、生前に領知返上を願い出ていたなどの理由に基づいて、領地収公の処置となつたとの旨が伝達されている。

寛永二〇年の会津加藤家の改易の場合は、一層詳細な説明がなされている。同年五月三日に、在江戸の国持大名らを江戸城白書院に召して、元老格の井伊直孝、土井利勝・酒井忠勝の両大老、および堀田正盛・松平信綱・阿部忠秋・阿部重次の四老中という、この時期の幕閣を構成する閣老の全員が列座のうえ、酒井忠勝と松平信綱から次のような詳細な内容をもつた伝達がなされた。⁽⁴⁹⁾

〔史料17〕 会津加藤家改易理由の伝達（稻葉家中文書「日記抜

書」寛永二〇年五月五日条）

一、加藤式部殿 近年病者罷成、國之仕置も不罷成、よき家來之者も不残、御用難立候間、せめての御奉公会津差上

申度と、去年七月より御訴訟被申付、御老中色々御異見候得共、達而被申故、当三月御耳立、御内々様々被遂御穿鑿、御代々御取立と申、その上、左馬介子^{〔加藤義朝〕}も候と被思召、

御用捨^{〔而内〕}藏助^{〔加藤明友〕}知行相渡、其身ハ隠居をも仕候得與被仰

出候得共、右之通、仕置可申付、人茂無御座候間、其段も

御免被成候様^{〔而内〕}と被申上候付、存心根も有之哉、松平

〔信綱〕伊豆殿を以、御尋被成候得共、別之儀も無御座候由、以誓紙^{〔而内〕}被申上候付、式部殿、如望、会津四十万石被召

上、子息内蔵介^{〔石見〕}而堪忍分毫万石被下、式部儀、内蔵介領内罷有候様^{〔而内〕}と、於酒井讀讃岐殿宅^{〔而内〕}五月二日被仰渡候

即ち、加藤明成は自分が病氣となり、政治を任せられるしかるべき家来もいなくなつたとして、会津四〇万石の返上を昨年七月以来、幕府老中の下に申し出てきていた。幕府老中たちは明成に思いとどまるように説得していたが、今年の三月になって將軍家光の耳にこのことが入つてしまつた。家光は内々に明成を調べて、嫡子明友に所領を相続させ、自分は隠居をするがよいとの意向を示したが、明成はそれも辞退した。更に老中松平信綱をもつて事情を尋ねたが、

明成はこの度の申し出に何の含みもない旨を誓紙をもつて言上したので、そこで会津の領知を収公し、嫡子明友に石見国で一万石を堪忍分として下したというものである。

この時期のいすれの史料を見ても、右とほぼ同内容のことが記されており、このおりの幕府の事情説明は、詳細にして委曲を尽くしたものであったことを知る。⁽⁵¹⁾

この加藤明成の改易については、これに先立つ会津騒動の折りに、明成に背いて退去した旧家老の堀水主を、領地に引き換えても成敗せんと幕府に訴えたその所業の帰結であるとする、古くからの説がある。また最近では、寛永一九、二〇年の大飢饉に際して、領内の手当の不行き届きを咎められてのこととする説もある。⁽⁵²⁾⁽⁵³⁾

それ故に、右史料の幕府の説明にあるごとく、それが全く明成の自発的意志による領知返上であつたか否かについては、もとよりなお検討すべきことではあるが、ここで特に指摘したいことは、たしかだか一大名の改易について、幕府がかくも詳細にして、その内輪の経緯にまで立ち入つて説明をしているという事実である。改易事実の公表という限りでの行為ならば、加藤明成から幕府に領知返上の申し出があつたので、これを収公したという程のこととの伝達で問題はないようと思われる。

それ故に、返上申出を一旦遺留したとか、嫡子に相続させて本人は隠居すればよからうと説得したが、本人がなお誓紙まで提出したので、止むを得ず領知取公に至つたなどといふ、入念を極めた幕府の説明のあり方は、警告とか訓戒とかいったものとは全く別の性格のものと言わざるを得ない。すなわち、この自発的な領知返上という異様な事態に対して、諸大名の疑惑と動搖を鎮め、幕府としてはこの処置が如何ともしがたいものであつたことについての弁明であり、諸大名の了解を取りつけようとした行為であつたと解釈する他はないであろう。内部事情の公開による了解取りつけの行為として位置づけるべきものであろう。

このことは実は福島改易事件のそれについても言えることなのである。元和五（一六一九）年、伏見城における福島改易の伝達は、本多正純の「御理」としてなされており、更に、老中列座のうえ酒

井忠世から「何レモ氣遣ヒ被^レ致間敷ノ旨上意ナリ」（〔史料3〕）と述べられることで、福島正則の改易による諸大名たちの間の疑惑と動搖に対する配慮の措置として、この伝達行為のあることが明示されているのである。^[54]

実際、福島事件以外の場合にも大名改易の事情伝達は、諸大名の「氣遣い」への配慮として、幕府自身によってしばしば明示的に位置づけられているのである。

元和八（一六二二）年九月の最上改易に際しても、諸大名に対しその事情伝達が行われたが、更にそれとは別に、小倉藩主の細川忠利の下には幕府年寄の土井利勝から「自筆の捨文」が到来している。そしてそれは、「氣遣たるべきと候^レて」という趣旨でなされたものであった。

寛永九（一六三二）年一〇月の徳川忠長の改易に際しては、細川忠利は在國中であつたために、幕府から細川家への改易事情の伝達は老中奉書によつてなされているが、同奉書の尚々書には、「遠國ニ而候問、無^ニ御心元^ニ可^レ思召^ニ与^ニ存申入候」^[55]と記されていた。

また万治三（一六六〇）年の伊達綱宗逼塞事件でも、諸大名らの「氣遣い」「心元なき」に対する配慮と明示したうえで、幕府からの事情説明がなされている。^[56]

このように、大名改易の際の改易理由の諸大名への伝達は、諸大名の間での「氣遣い」、すなわち疑惑・不安に対する配慮の措置と

して、当の幕府によつて明言されてもいたのである。これらの事実からしてこの幕府の事情伝達は、もとより警告的意味も含まれるものではあるが、基本的には諸大名側の疑惑を解消するための事情説明行為、幕府の処置の不可避性についての弁明行為、了解取りつけ行為として理解しうるのである。

さて、この改易理由の伝達行為については、江戸城などに諸大名を招集して、幕府老中から伝達されるのが基本形式であった。しかしながら、幾つかの変型が見られる。

元和八年一〇月の宇都宮城主の本多正純の改易に際しては、幕府は年寄筆頭の酒井忠世と土井利勝を上使として、黒田（筑前福岡五二万石余）・加藤（肥後熊本五二万石）・森（美作津山一八万石余）・池田（備前岡山三一万石余）・細川（豊前小倉三九万石余）の西国の五大名の江戸屋敷に派遣し、改易の事情説明を行つてゐる。

この幕府の処置に対し、細川忠利は「いつも加様之儀ハ、惣様被召出、被^ニ仰聞^ニ候、此度ハ面々^ニ被^ニ仰聞^ニ候、人々^ニち被^ニ仰聞^ニ様替申候哉と存儀^ニ候事」⁽⁵⁸⁾と、その父忠興に報じてゐる。

右の文面からも、この種の改易問題については、諸大名が江戸城などに召されて、改易事情について幕府より伝達を受けるのが通例であったことが裏付けられているのであるが、ただし今回のこの個別伝達は異例であつて、幕府が大名家ごとに事情説明の内容を違え

ているのではないかと、細川忠利が推測している点は興味深いところである。

このおりの事情説明の中にある、福島正則を改易したならば、大名一〇人ばかりが徒党して幕府から離反する云々のくだり（第一章〔史料9〕）は、確かに微妙な問題であつて、大名家ごとに事情説明の内容を違えているものかとの推測は的確かもしれない。恐らくは、右の事情の故に、上使派遣による大名家ごとの個別伝達という異例の形式になつたものであり、それは江戸城への諸大名招集による事情説明の変型と見てよいであろう。⁽⁵⁹⁾

今一つの変形として、先述したように、幕府老中の奉書をもつて事情説明を行うことがあるが、これは大名在国の場合の処置で、江戸城での諸大名への説明と同義と考えてよいであろう。⁽⁶⁰⁾

なお、諸大名を江戸城などに招集して大名改易の事情伝達を行うことは、表1からすると無嗣断絶による改易については、寛永一〇年の堀尾家の場合以後は行われていないようである。無嗣改易は当然の法行為として、特に説明を要しないという態度を示したものと解すべきであろうか。ただしこれを補うかのように、無嗣改易の場合もそれまでのよう完全断絶とするのではなく、親類の者に幾許かの石高を給して、家名の存続を認めるという処置を施してゐる。⁽⁶¹⁾

（2）幕府役人よりの私書状による事情説明
大名改易に関する事柄、およびその背景的な事情についての説明

は、右に見たような公式的な形によつてだけではなく、他方では幕府役人より私書状の形でもつて伝えられるようあり方も見られた。元和八（一六三二）年の最上家の改易に際しては幕府より諸大名に対して一般的な事情説明がなされていたが、先述した如く、小倉藩細川家の場合には更に、幕府年寄の土井利勝から自筆でもつて、この事件についての事情説明を記した私書状の届けられていたことを知る。⁽⁶²⁾

細川家文書で更に見るに、寛永九（一六三二）年の徳川忠長の高崎幽閑の事情については、幕府年寄稻葉正勝から細川忠利宛の私書状で伝えられている。⁽⁶³⁾ 同一七年の生駒・池田両騒動の顛末については、その詳細が旧幕府勘定頭の伊丹順斎から自筆の書状でもつて細川忠利に伝えられていることを知る。⁽⁶⁴⁾

万治三（一六六〇）年の伊達綱宗逼塞事件でも、阿波峰須賀家文書によれば、同家に対し幕府側衆の久世広之から詳細な事情説明のための書状が送られていた。「様子無心元、可_レ被思召_ニ与存」⁽⁶⁵⁾という趣旨で認められたものであった。

（3） その他の伝達方式

右の二つの方式の他にも、幕府はやや略式ないし間接的な形での伝達も行つていた。

そのような諸大名への事情説明の中で興味深いものとして、寛永一五（一六三八）年の鍋島勝茂の詮議に関する事情説明がある。す

なわち、同年の島原の乱の鎮圧の際に、鍋島軍が抜け駆けを行つたことが軍令違反に問われて、幕府評定所においてその詮議がなされた。この件について、同年七月一日に江戸城に月次登城してきた諸大名に対して、老中の土井利勝・酒井忠勝・阿部忠秋・松平信綱および大番頭松平勝隆の五人が出座し、「皆々不審ニ可被存候」という理由で、鍋島勝茂の評定所詮議の経緯を説明している。そしてこの伝達は公式のものではなく、「雑談」として述べる旨を断つている。⁽⁶⁶⁾ 蓋し、これは処分決定途中の経緯説明であり、幕府としても鍋島の改易までは考えておらず、ただ一般大名の間の不安・動揺を鎮める必要から、このような措置をとつたものであろう。

幕府はまた、特に諸大名を招集して伝達するにはおよばないものとして、老中から幕府諸有司に対して事件の事情説明を施し、彼らを通して大名・旗本などへ間接的に情報が伝達されていくことを期待するようなものもあつた。

万治元年一一月三日、堀田正信改易につき執政方より詰衆・諸物頭に申し渡しがなされている。⁽⁶⁷⁾ 次に万治三年、伊達綱宗逼塞事件でも世上の動搖を「氣遣」って、老中の酒井忠清と阿部忠秋とから江戸城内の諸役人に對してその事情説明がなされている。そして諸大名家では、その留守居役がそれら幕府役人から又聞きする形で、情報が伝達していく仕組みになつてゐるのである。⁽⁶⁸⁾

に処せられた際には、幕府の大老酒井忠勝の屋敷に諸大名家の留守

(63)

居役が招集され、右の旨が伝達されている。留守居役の制度や留守居組合のような情報伝達組織が発達してくると、このような非公式な形であっても、幕府側の事情説明・情報は充分に伝達・流通することになるであろう。しかしながら、これはあくまで非公式ないし略式の伝達方式と位置づけられていたようである。

第二項 改易実施についての事前了解の取りつけ

第一項のものは幕府が特定の大名家の改易について、それを決定しないし発令したのちに、諸大名に対してその背景的な事情の説明をして、幕府の処置の正当性・不可避性についての了解を得ようとしたものであった。これは事後了承の形をなすものであるが、大名改易時において幕府の行う改易事情の公開は、一般的にはこの方式であった。

しかるに、改易に至る事情が無嗣断絶のような明白なものではなく、複雑錯綜しており、疑惑性が高く、かつ当該大名の改易が重大な政治的結果を招く恐れのあるようなものであるときには、改易の決定以前の段階で、諸大名に対して事態を公開し、それによって幕府の処置の正当化を訴えようとすることも行われていた。

その一つのあり方は、改易決定に際しての、有力諸大名に対する事前の了解取りつけである。これは第二章の、寛永九（一六三二）年の肥後加藤家の改易事件の過程で採られた幕府の処置の中に典型

的な形で見られる。

すなわち加藤忠広の嫡子光広が、家光政権転覆の「謀書」を発給したとの嫌疑について、幕府は同年五月二十四日、前田利常・島津家久・伊達政宗という外様国持大名の三巨頭を含む在江戸の有力五大名を、特に江戸城に召して、將軍家光みずから、問題となっていた「謀書」の実物を五大名の前に披瀝し、そのうえで加藤家を嚴重処分すべき旨を述べているのである。傍らに控えていた井伊直孝もまた、これを受けて、かような不届に対しては断固たる処置をなさねばならない旨を述べたのである。

ここでなされている幕府の処置は、単なる加藤家の改易の宣告といふものではない。加藤家改易の一般的な事情説明は、改易発令後の六月一日に江戸城において、月次の登城出仕をしてきた諸大名に対して行われているのである。それ故に、この有力五大名に対する措置はそれと全く性質の違う特別のものなのである。

そこでは、加藤光広の「謀書」発給という疑惑的な響きのある問題について、それが虚説でもなく、また幕府による捏造でもないことを明らかにすべく、敢えてこの「謀書」の実物を五大名の前に提示して、それを踏まえて加藤家に対する厳重処分の意向を述べているのである。それ故に、これは単なる改易発動の通告というものではなく、証拠開示による幕府の判断の正当性・不可避性についての立証行為であり、改易発動についての事前の了解取りつけ行為とし

て理解すべきものと考える。有力五大名を特に選んで行っているところに、幕府の処置への理解と協力を要請する意味合いが示されているといえる。

この事前の了解取りつけについては、元和五年の福島正則の改易事件においても、同様の手続きを見る事ができる。同年の四月二十五日段階では、城郭無断修築の件をもって、幕府は福島正則の改易を実施すべく、一応決断していた模様である。そしてそのために、幕府は東国の有力三大名、上杉景勝・伊達政宗・佐竹義宣の三大名を召して、その「請合」をとるべく予定していたとのことである。しかしながら第一章に見た経緯の如く、この問題については福島側が広島城を破却する条件で、無断修築の件は一旦宥免に至つており、このために右の措置は取り止めとなつた由である。即ち、幕府はこの三家の老臣に対して「曲事ニ被仰付儀ニ候ハ」、三人之衆被ニ召出、御請合可レ被ニ成置ニ候得とも、御用捨被ニ成置ニ候間、不レ被ニ召出ニ候」の旨を伝えている。⁽⁷⁰⁾

右において予定されていたことは、福島改易についての「請合」が東国の三国持大名と特定されていることからして（西国大名については不明）、單なる改易事実の伝達ではなかつたと推測される点に注意されねばならない。すなわち、それに至る前段階の措置であり、幕府の改易決定過程の中に含まれた、手続き的行為として捉えられるべきである。すなわち幕府の改易政策の発動についての事前

了解の取りつけ行為であり、ひいては幕府の施策への支持取りつけの行為として理解すべきものではないかと思われる。

天和元（一六八一）年の越後騒動による越後松平家の改易については、後述するところであるが、同家が結城秀康の嫡統として徳川一門中の枢要の家柄であるだけに、將軍綱吉はその処置について尾張家の徳川光友と事前に相談している。そして後者から「能々御思案、御尤奉レ存候」との具申を受け、この問題への慎重な対応を迫られている。⁽⁷¹⁾恐らくは、この尾張光友の意見具申が、本問題の処置を次項に見るような、公開の場での問題決着という手順へと進ませていったものではないかと思われる。

第三項 御前公事への大名陪席

大名改易に際しての、諸大名への事前の事態・事情の公開については、前項の有力大名に対する事前の了解取りつけのほかに、御前公事への大名陪席というあり方があった。

そもそも特定大名家の事件・騒動についての御前公事、およびそれへの大名陪席という事実については、これまで幕藩体制論の中で看過されてきた重要な問題の一つなのである。

特定大名家に関する事件や家中紛争が発生し、幕府の審理に入つた時、通例は幕府の評定所や幕閣の役宅に関係者を召喚して、事件の吟味取り調べを行い、証拠・証言を取り揃え、また紛争当事者を対決せしめて正否の裁定を下した。⁽⁷²⁾

そしてより重大な政治的事件においては、江戸城に関係者を召喚し、將軍親裁の下で審理を行った。これが御前公事である。⁽⁷³⁾ 寛永二年（一六三五）年に発生した対馬宗家の柳川騒動は御前公事にもちこまれた大事件の一つであった。

同事件は周知の如く、徳川將軍と朝鮮国王との往復国書の文字の改竄を巡って、宗義成とその家臣柳川調興との君臣抗争を内容とするものである。⁽⁷⁴⁾ この御前公事に際しては諸家の史料に、「登城^ニて様子可^レ被^ニ聞召^シ之通、御触御座候」⁽⁷⁵⁾、「諸大名衆、不^レ残、被^ニ罷出、御直^ニ対決被^ニ聞召^シ」⁽⁷⁶⁾とあって、同年三月一一日に御三家、伊達政宗、前田利常、島津家久、毛利秀就、細川忠利らを含む在江戸の諸大名は残らず江戸城に招集され、柳川一件の御前公事に陪席して、その裁判の模様を目あたりにしたのである。

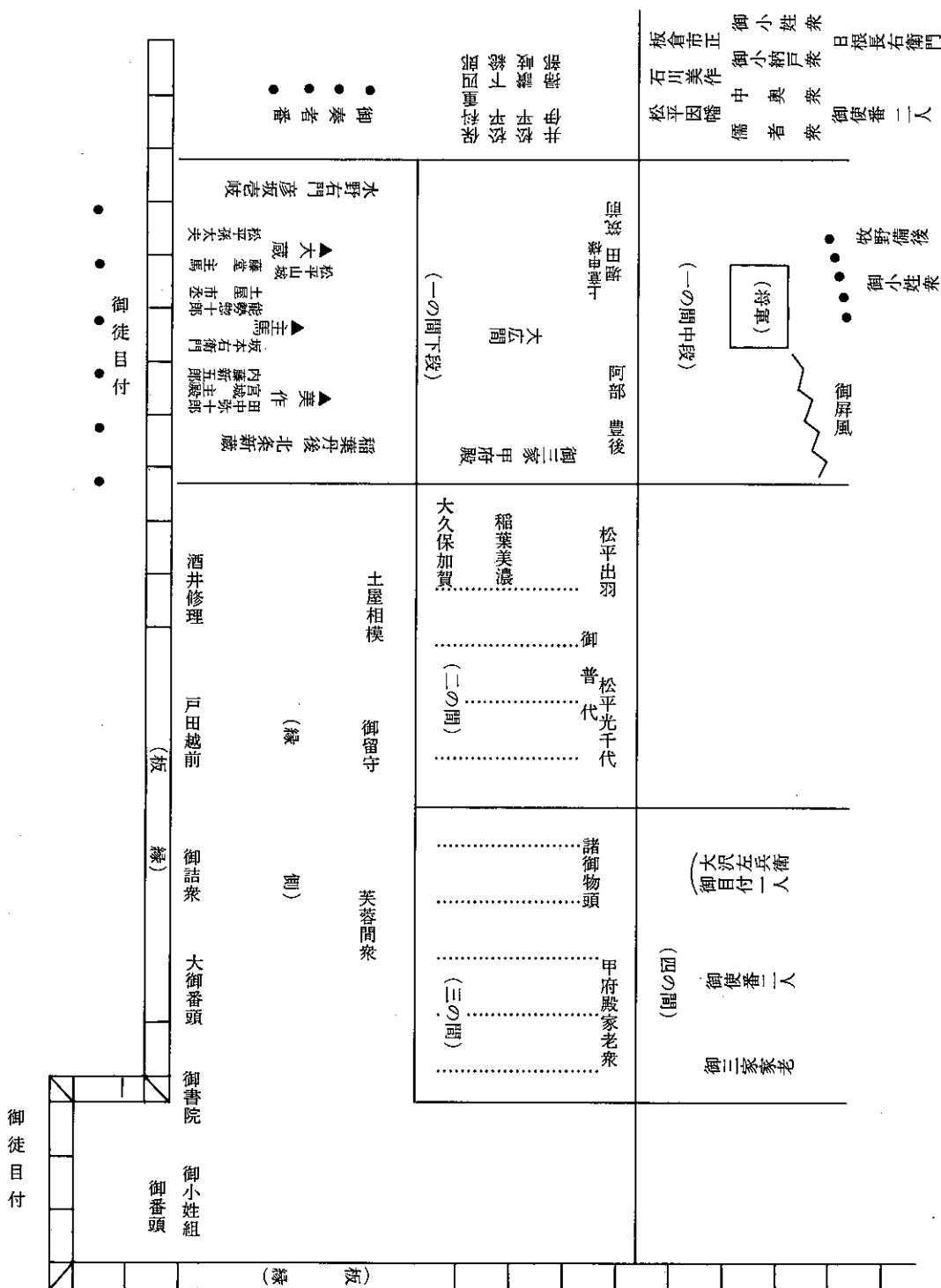


図4 越後驥動の御前公事

[備考:「越後光長公御領役取之節御用控」所収の絵図に拠る。
 ()内の文字は筆者の補入。]

べたために、御前公事が見送られたとする『校合雑記』の説が信頼性が高いように思われる。⁽⁷⁹⁾ 実際には実現しなかったのであるが、この黒田騒動に関しても、御前公事や更には、それへの諸大名の陪席が想定されていたということは、これらの事柄が近世の国制において、ことさら特異なことはされていなかつたことを示すようである。

諸大名陪席の下での御前公事が、大家家の改易に至つたものとしては、天和元（一六八二）年、越後松平家のいわゆる越後騒動を挙げることができる。

越後松平家は、秀忠將軍の兄筋の結城秀康の嫡統を嗣ぐものとして、徳川一門中でも屈指の家柄を誇っていた。同家では藩主松平光長の妹婿でもあつた筆頭家老の小栗美作正矩が、光長の信任を得て藩政の実権を握り、また領内政治にも顯著な業績をあげて確固たる地位を築いていた。このような時、藩主光長の嫡子綱賢が病死をしたところから、俄に後継者問題が起つた。⁽⁸⁰⁾ 後嗣には光長の異母弟であった永見市正長頼の子万徳丸が挙げられたが、小栗美作の子掃部（母が光長妹）も光長の甥として後継有資格者と目され、ここから小栗派と反小栗派との権力闘争が顕在化していった。反小栗派としては、故永見市正の弟の永見大蔵や七大将次席の荻田主馬、および八五〇余名の血判誓詞を認めた譜代家臣があつた。そして小栗派一二〇余名がこれと対峙して、あくなき藩内抗争を繰り広げていた。

延宝七（一六七九）年、幕府は永見大蔵・荻田らを家中人心を惑わすものとして、他家御預けに処したが、これは小栗派が幕府大老の酒井忠清を動かした結果の、片落ちで不正な処分として非が唱えられた。そして翌八年に將軍が家綱から綱吉に代替わりしたのを機に、同事件の再審が開始された。

評定所での取り調べを経たのち、同事件は天和元年六月二一日、江戸城における將軍綱吉の親裁という局面を迎えたのである。そしてこれには、徳川御三家、甲府宰相綱豊、そして在府中の譜代大名、また幕府の番頭以下の諸有司が招集され、彼らの陪席の中で御前公事が進められた。⁽⁸¹⁾ 柳川一件の時と異なり、この公事陪席には外様大名は除外されているが、これは対象の事件が徳川一門に關わるが故のものと理解してよいであろう。

さて、図4⁽⁸²⁾はこの折りの參集者の配置・座席を示したもので、御前公事の場の模様、および諸大名の陪席の具体的なあり方を伝えるものとして貴重である。裁判には、江戸城大広間が使われ、將軍はその一の間中段に着し、公事の当事者たる小栗美作と永見大蔵・荻田主馬の三人は、この一の間縁側にならぶ。幕府老中のうち審問など公事運営を直接担当する堀田正俊と阿部正武は、將軍を背にして下段の奥に位置し、稻葉正則・大久保忠朝の両老中は二の間に控えている。更に元老待遇である溜間詰の井伊ら四大名が列座して、老中の公事進行を輔佐する形をとつてゐる。

さてこの御前公事に陪席する諸大名は、御三家と甲府綱豊が一の間下段のやや特別の席を与えられ、自余の諸大名は大広間の二の間、三の間に着座して、裁判の始終を傍聴するという形をとる訳である。

裁判は、小栗と反小栗両名の審問と双方の非難の応酬に終始するものであったが、御前公事の終了後、將軍綱吉は御三家と甲府綱豊に向かって、「三人之者共、不届にくき者共^ニ候」との意見を述べ、御三家らはこれに対して「上意之通」の由の挨拶返答をなした。⁽⁸³⁾ 以上のような手順を踏んだのち、同月の二二日^ニに小栗父子の切腹と永見・荻田らの八丈島遠島、そして同二六日に越後松平家の改易と領地取公が発令されたのである。

御家騒動が一向に止む気配のない越後家ゆえに、その取り潰しは、將軍綱吉の意向としては早くからあったようである。しかしこの意向に対しても、先述の如く、御三家筆頭の尾張光友が越後家の家柄を顧みてのことであろう、「能々御思案、御尤奉^ニ存候」と強く再考を促しており、綱吉としては独断で問題を処理し難い情勢にあつた。そこで綱吉は、この事件を徳川諸大名に公開して、越後家の内部抗争が解決不能な程に根深いものであり、それ故に改易が不可避のものであることを示し、將軍の恣意・横暴の非難を避けるとともに、幕府の処置の公正さ、正当さについての支持と了解を取りつけようとしたものと考えられるのである。

第二節 戦争行為としての城地受け取り

幕府から大名の改易が発令されても、それで直ちに当該大名の領地と居城が幕府に移管されるものではない。それは軍事的に、「力」でもって奪取せねばならぬものであり（軍事的接收）、大名改易の執行過程は、それ故に戦争行為としてある。それは統一国家における地方行政官の解任と役所・管轄区域の引き渡しとは、根本的に異なる性格の行為なのである。⁽⁸⁴⁾

大名改易における城地の受け取りが戦争行為としてあることは、これまでも指摘されてきたところである。本稿はこの点を再確認するとともに、それがどのような形態・性格の戦争行為であるのか、そして城地の受け取りは具体的には、どのようなあり方をもつてなされるものであるかを、さらに明らかにしていくことが課題である。というのは、大名改易の実現過程が戦争行為としてあるといつても、実際に交戦状態に入ったのは、豊臣秀頼を対象とした大坂冬・夏の陣の折りのみであつて、自余の大名改易に際しては、軍隊は派遣されても交戦状態には至っていない。

すなわち大名改易時の城地受け取りが軍事的行為であり、軍事的に奪取されるものといつても、それは幕府の大軍が派遣されたならば、その圧倒的軍事力の前に戦闘を勃発させることもなく、問題なく城地の引き渡しがなされしていくものという漠然とした理解が、こ

れまでなされてきたようである。そしてそのことはまた、軍事的抵抗を施すこともなく城地を放棄する近世大名と、不可抗の絶対権力としての徳川将軍という神話を、一方では増幅してきたように思われる。

しかしながら、それはこの問題についての適切な理解であろうか。大名改易の執行過程、すなわち改易大名の城地の接收のあり方と、この改易執行過程の政治的意味を考えいくのが本節の課題である。

第一項 城地受け取りのための軍事動員

大名改易が発令されると、幕府は当該大名の居城と領地の接收をするための要員を選定し、現地にこれを派遣する。要員は、幕府側の人員と接收城地の周辺諸大名から動員されるものとからなる。

寛永九（一六三二）年の肥後加藤家改易時の、熊本城以下の受け取りの要員について見てみよう。まず幕府側人員は次のような構成になっている。⁽⁸⁵⁾ 第一に「上使」、これは將軍の名代であり、この時には幕府老中の一人で、將軍家光の信任の最も厚い稻葉丹後守正勝が選ばれている。次にこの大名改易という事柄の刑事的・軍事的性格からして「目付」が全体の監察をなすべく任せられている。秋山修理亮正重・曾我又左衛門古祐の二名。次に伝令役としての「使番」で、石河三右衛門勝政、朝倉仁左衛門在重の二名。そして改易に伴う会計的業務、すなわち所領や城米金の算用、および郷村高帳・算用帳などの諸帳簿の引き渡し業務のために、勘定方役人が同

行する。「勘定頭（勘定奉行）」の伊丹播磨守康勝一名、「勘定役」能世四郎・諸星満右衛門の二名、といった構成である。

そして城地受け取りの総指揮をとる上使稻葉正勝は、自からの手勢として、騎馬一三〇騎、弓・鉄炮五〇〇挺、総勢三〇〇〇人の軍勢を率いて、江戸より遙か肥後国熊本まで赴くのである。

勘定頭の伊丹播磨守康勝と、内藤左馬助政長（陸奥平七万石）・石川主殿頭忠總（豊後日田六万石）は肥後国の国政を沙汰すべく、有馬左衛門佐直純（日向延岡五万三千石）は熊本城の在番を、それぞれ命ぜられる。⁽⁸⁶⁾

これと共に、肥後国周辺の諸大名が軍事動員をかけられる。松平右衛門佐忠之（筑前福岡五二万石）・細川越中守忠利（豊前小倉三九万九千石）・松平長門守秀就（長門萩三六万九千石）・鍋島信濃守勝茂（肥前佐賀三五万七千石）・中川内膳正久盛（豊後岡七万石余）・秋月長門守種春（日向財部三万石）・島津右馬頭忠興（日向佐土原三万石）・相良左兵衛長毎（肥後人吉二万石余）・伊東修理大夫祐慶（日向飼肥五万七千石）・木下右衛門大夫延俊（豊後日出三万石）の一〇大名である。彼らはそれぞれに軍役人数の定に従って軍隊を派遣し、肥後の国境を固め、これを包囲する態勢を整えるのである。

大名改易に伴う城地の受け取りは、このような形での軍事出動として執行されることになるのである。

第二項 籠城と開城

松一七万三千石)・松平土佐守忠義(土佐高知二〇万二千石)らが動員されて、芸備両国を包囲する態勢をとつた。⁽⁸⁷⁾

第一項に見たような数の幕府軍および動員された周辺大名の軍勢によって包囲される中で、改易大名の城地の接收が行われる。このように大名改易の執行過程が、軍事的行為として遂行されるものであることは、これまでも指摘されてきたところであるが、他方この軍勢を迎える改易大名家側の対応については言及されることがなかつた。だがこの城地接收の執行過程の中に、極めて重要な軍事的契機が含まれているのである。

この問題を先ず、元和五年の福島正則の改易に伴う、その居城広島城と安芸・備後の領国の接收の過程について見てみよう。福島の改易は、将軍秀忠が當時上洛中であつたために、伏見城で六月一〇日に発令されたが、正則は江戸屋敷に止めおかれていたために、牧野駿河守忠成と花房吉摩守正成が上使として江戸に向して正則に芸備両国の収公を伝達した。

安藤・永井の両使は備中国笠岡から広島に使いを送つて、城を退いて明け渡すべきことを求めた。福島側の城將吉村・大橋の両名は鉄炮足輕百人余を率いて、広島外港の音戸の瀬戸まで出向き、ここで瀬戸内海沿いにやつてきた安藤・永井両使と会見した。吉村・大橋の両名は、たとい將軍の命なりとも、居城の留守を預かるうえは、主君正則の直命なくして城の引き渡しはありえず、開城を求めるがあらば、開城引渡しを命ずる旨の正則自筆の書付をもたらすべきことをその条件とした。⁽⁸⁸⁾

安藤・永井の両使は、遙か遠方の江戸から正則の手書を取り寄せることは困難から、これに難色を示したが、福島側はこの条件を譲らなかつた。幕府側には実力攻撃の意見もあつたが、結局、江戸に

使いを送つて正則自筆の開城指示の書付が取り寄せられた。この時の正則の手書の控えは、今に残されている。次のものである。

〔史料18〕 福島正則の開城手書（「森田完氏所蔵文書」『大日本史料』第一二編 元和五年六月一日条）

料】第一二編 元和五年六月一日条)

為御使牧駿河殿、花房志摩殿御下候而、上意之趣被仰聞候、

今度広島普請仕候付而、両国被召上ヶ、則さかい宮内殿、本田縫殿殿、広島・三原御請取御越候間、急度御両人様へ渡可申候旨、其方より留守居之者共可申遣候、菟角牧主馬を下し候而尤候、為替地^{〔津屋〕}鶴河候

六月十四日

左衛門太夫
はん

備後守殿

この文書の宛所は嫡子備後守正勝になつてゐるが、これは何人が広島籠城の総指揮をとつてゐるか不明であったが故であらうか。ともあれ、この正則自筆の開城の墨付が広島にもたらされ、城将以下がこれを披見して承知し、広島城を始めとする福島領の城地が異議なく幕府側に引き渡されたものである。⁽⁸⁹⁾

この藩主手書こそが、この軍事的問題の決着の極め手となつてゐるのである。籠城した福島家臣団は、包囲の幕府軍の圧倒的軍勢の前に無抵抗で屈服したのではなく、藩主の直命を待つての開城引き渡しという、名誉ある撤退をなし遂げることができたのである。

因に、この福島家臣団の籠城と藩主手書を受けての整然たる撤退の全体的な指揮をとつたのは、筆頭家老の福島丹波であるとされ、彼の武名は一躍天下に響きわたつて、福島家断絶の後は各地の諸侯から再仕官の招請が相次いだものである。尤も、彼は隠棲し、再び主取りをすることはなかつた。また、広島本城の籠城指揮をし、幕府上使とわたり合つた知行千石の物頭大橋茂右衛門は、第一章の注20に記したとおり、福島家断絶のちは松江松平家に六千石の高禄で召し抱えられ、同家の永代家老の榮誉まで与えられた。この破格的好遇は広島籠城戦での水際立つた振る舞いにより、これまた武人としての誉れを輝かしたが故のものであつた。

福島家臣団は苦備両国の城地の引き渡しに際して、籠城臨戦態勢をとつて幕府軍の領国への侵入を阻止し、藩主の開城指示の手書を取り寄せてのち整然と開城撤退するといふ、遺漏なき処置によつて天下にその武名を擧げることができた。そしてここで重要なことは、この福島家臣団の挙動進退は誠に厳正にして理に叶い、武士の面目を施し、また家臣の本分を尽くしたものと見なされたために、それは後代に対して、大名改易時の家臣団のとるべき行動についての範型を提供することとなつたのである。

すなわち、寛永九年の肥後加藤家の改易に際しても同様の事態が生じた。加藤家の改易と忠広・光広父子の配流が江戸で発令されると、国元の家臣団は熊本城に集結して籠城の構えをとつた。隣国豊

前小倉藩の細川三斎はその状を聞いて、これを「此以前福左太身上、^(福島正則)被成御果シ候時、福島丹波仕様奇特と諸人申候る間、其ごとく限本之留守居も仕物と存候」⁽⁹⁰⁾と見なしており、藩主細川忠利も豊後岡藩主の中川内膳に宛てて、「不レ残居城へはいり候由、それハ左様ニ可レ有御座候、先渡候ヘと肥後方〔加藤忠広〕被申越迄ハ左様ニな候て不レ叶儀候事」⁽⁹¹⁾と述べているところからも、籠城と藩主手書を待つての開城引き渡しが、大名改易時の国元家臣団のとるべき当然の行為、作法として確立されつつあることが知られる。

幕命が如何にあらうとも、これに抗して国元家臣団が城地を死守するのは当然のことであり、藩主よりの手書が到来するまでは、籠城態勢をとつて幕府軍による城地の接收を阻止すべきであるとするのが、幕藩領主を含む武家社会全体の共通見解となつていきつたのである。

こうして大名改易時の国元家臣団の行動規範、作法が右のような形で確立され、後代に至るもこれが貫徹されていったのである。⁽⁹²⁾

寛文年間に丹後宮津の京極家で起つた京極騒動は、藩主高国とその父で隠居の安智斎との確執と、家中の紛争を内容とするものであつた。長年に亘つた騒動は解決することなく、終に寛文六(一六六六)年に幕府より改易されるに至つた。だがこの折りにも、国元家臣団は籠城した模様であり、宮津城の開城引き渡しを指示する藩主高国の次のような手書が発せられている。

〔史料19〕 寛文六年五月 京極高国^(京極高國)の宮津城開城手書 〔武家厳制録〕二〇〇号

一、丹後守家來え遣之自筆之狀

上使之面々御着以前、家中井町在々迄騒動不仕様、急度可申付候、上使於到着は、城之儀は不レ及レ申候え共、從其差図、早速引渡可レ申候、然は今度之仕合不調法故、家中之者可致ニ流牢」と、不便不レ及レ是非候、此旨侍中可申聞者也

五月六日

京極丹後守高国判

落合主税殿

沢 図書殿

伊木七郎右衛門殿

中江民部殿

更に天和元(一六八一)年の越後騒動の折りにも、この作法が確認される。越後家の改易が発令されるとともに国元家臣団は籠城の態勢に入り、高田城の引き渡しについては、「越後守様御書拝見不レ仕内は相渡間敷」⁽⁹⁴⁾の旨を唱えていた。これに対して次のような藩主光長の手書が送られた由である。

〔史料20〕 天和元年六月 松平光長の高田城開城手書 〔会津藩家世実紀〕 同年六月晦日条
〔大和郡山八万石〕
以上意、越後領分被召上候、依之、松平日向守殿・秋元

摂國谷村五万八千石 津守殿、高田井糸魚川両城、御受取可有之候間、無

相違、可被相渡候、恐々

六月晦日

越後中將光長

片山主水との

山崎九郎兵衛との

このように大名改易時の、国元家臣団の籠城と開城についての進退は、武士道上の作法として厳格に遵守されていったのである。⁽⁹⁵⁾ 幕府もまたこの行動については、福島家の事件を先例として、踏襲的に受け入れていった。こうして城地の接收という大名改易の執行過程は、幕府権力の一方的貫徹、力尽くの制圧行動としてではなく、籠城抵抗を示す家臣団との折衝、大名領有権に対する尊重、この過程全体に亘る厳格な作法、手続きを踏まえての実行、そして籠城家臣団の名誉ある撤退というあり方をとることになったものである。

福島家臣団は、大名改易という近世の国制にとって最重要の問題において、このような慣習的制度をその実現過程の中に具備せしめるに至つたものであり、その歴史的意義は充分に特筆に値するものであると考える。

結語

本稿は、近世の大名改易についての、従前の歴史像を再検討する

ことを課題としてきた。幕府による大名改易を、政略的にして権力主義的なものと見做す理解こそが、近世社会一般についての従前の歴史像、すなわち将軍権力の圧倒的強大性、大名以下の武家領主の存在を意のままに操作しうる不可抗の絶対性としての「将軍專制」あるいは封建的土地所有権の将軍への帰属という歴史像を生みだしてきたところの、主要な根拠であったといえるであろう。

本稿はこのような大名改易についての従前の理解に対し、専ら事実関係の面から、その修正を求めるものなのである。それは主として、以下の三つの問題からなっている。

一、改易の原因とされた事件の内容、その実態についての理解。

ここでは大名改易の原因事実についての従前の理解、すなわち、大名改易が幕府の既定の方針の実現としてあるとする見方、幕府によって意図的かつ操作的に遂行されていく大名取り潰し政策として捉える認識が問題である。

大名改易の従前の認識形成に大きく貢献したのは、元和五（一六一九年）年の安芸広島四九万八千石の福島家、寛永九（一六三二）年の肥後熊本五二万石の加藤家の両改易事件であった。この両事件に基づいて、従前の改易像が作られたのには無理からぬところもあるた。

すなわち、(1)両家はともに豊臣秀吉恩顧の代表的な大名家であつて、徳川幕府にとつては潜在的な敵性勢力として考えられうこと。

(イ)両家の改易によって、ともに五〇万石からの封地を幕府の下に收めることができ、しかも共に西国の戦略的要地である広島・熊本に親幕府勢力を送りこむことで、幕府の全国支配力が飛躍的に高められたこと。(ア)この両豊臣系大名の改易がとともに、秀忠・家光の両将军の親政開始直後に発生していることからして、将軍の武威を顯示する目的をもって、幕府側から意図的に働きかけた結果のようであること。(乙)両改易の原因とされた事件の内容が共に曖昧ないし異常なものであつて、疑惑的な印象を強く与えるような性格のものであること。

これらの諸点よりして、両者の改易は幕府にとっての既定方針の実行と見るべきものであり、共に、将軍親政の初頭において強行された、外様大名威圧政策に他ならぬものとされてきたのである。

しかしながら第一章に見た如く、福島正則の場合については、(イ)先ず、改易の原因となつた広島城の無断修築の件については、当時の第一次史料からして、正則は幕府側に許可を求める兆しもなく、少なくとも二回に亘つて城郭の修築を早くより行つてのこと。(乙)幕府側はこれに対しても、年寄の本多正純らは寧ろ、問題を穩便に片づけようと努力していたと見なしうること。しかしながら本問題の宥免条件の不履行という事態を迎えて、幕府としてはその威信を堅持するうえから、やむなく改易の実行に踏み切つたという性格のもとであること。

寛永九年の肥後加藤家の改易事件は、加藤忠広の嫡子光広が、家光政権転覆の「謀書」を差繳したことを理由とするものであった。

しかしながら、これも同時代の第一次史料が示す如く、光広が右の内容の「謀書」を差繳したのは動かし難い事実なのである。そしてそれは、単なる戯事として片付けるには、当時の政治状況からして余りに重大な事柄であった。光広個人の処罰で済ませるもの考慮の一つではあつたであろうが、加藤家そのものの改易に至つても、事柄の性格上やむを得ないものであり、当時の世上の受けとめたも、そのようなものであつたと思われる。

近世の大名改易を論ずる際には必ずといってよい程に取り上げられ、その歴史像の形成の主要根柢となつてきた両事件であるが、以上のように、それは幕府の側からの政略によるものでもなければ、些細な事柄を、理不尽にも、改易理由にまで仕立てた権力主義的な強圧政策といふことも出来ないのである。

二、改易の決定過程。ここでは幕府による、一方的な命令強制としての改易発動という先入観が支配的であった。大名改易は、幕府が独自に判断して決定し、これが当該大名に申し渡され、そして公表されていくものという自明性の予断があり、この大名改易の決定過程の権力論的意味について検討を加えるという関心が、そもそもこれまで存在しなかつた。

大名改易の決定過程を見た時、それは外部に対して秘密主義的に

臨むのではなく、第三章第一節に述べた如く、様々な形をとつての事情説明を寧ろ積極的に行つており、それによつて幕府の施策に対する了解と支持を取りつけようとする姿勢が顕著に見られるのである。よつて敢えてこれを、改易事情の公開の原則と呼ぶものである。

肥後加藤家の改易時における「謀書」の有力五大名への提示や、御前公事への大名陪席という措置は、改易事情の「公開」と評価しうるものであろう。また改易の事後的説明であつても、安芸福島家や会津加藤家の改易事情の説明は、その背後の経緯の詳細にまで立ち入つたものであり、改易事実の単なる公表というものよりは、寧ろ「公開」——今日的意味での「情報公開」とはもとより異なるものではあるが——と形容できるような性格の行為ではないかと考へる。

三、改易の執行過程。改易大名の居城と領地の接收に際しては、幕府の命令の下に大規模な軍事力が動員されるならば、問題なくその執行がなされることは、これまで自明のこととされ、この執行過程についての立ち入った検討は行われてこなかつた。だがここにも、極めて重要な権力論的問題が伏在していたのである。

改易大名家の城地の接收は、幕府の軍事力による力尽くの制圧行動としてあるのではなかつた。大名家の家臣団は、幕府の軍事力に對しては死守の構えで籠城態勢をとり、些かも屈するところはなかつた。そしてこの軍事対立を解決するものは、ただ改易大名自身の

開城指示の手書なのであつた。

この形を明確に打ち出したのは、福島正則の家臣団であつた。そして幕府正史の『徳川実紀』もまた「福島が家人どもの挙動厳正なりと世もって称歎」と明記するところであつて、それは大名改易時に家臣のとるべき態度として、広く武家社会にその範型を示し、幕府もまたこれを受け入れていつたものである。

改易大名の城地の接收に際して当該大名の手書が必須の条件をなし、これをまゝて始めて開城引き渡しが可能となるという作法・慣行が近世武家社会において確立されていたということは、また同時に、次の問題を提起することとなつてゐる。

即ち、諸大名の城と領地は、徳川將軍から宛行われたものという知行形式を持つてゐるが、このことは必ずしも、それら城地が將軍に専一的に帰属することを意味してはいないということである。改易大名の城地の引き渡しに際して、当該大名の引き渡しの指示なくしては、將軍の命をもつてしてもその執行を実現しえなかつたといふ事実は、將軍のもつ全国全領土に対する領有權、あるいはその政治的支配權なるものが、限定されたものであつたことを証示することになるであろう。將軍の全国規模での領有權、支配權なるものは大名の存在を媒介とせずしては、その大名の支配下にあるものに対しておし及ぼしえないという関係が、逆説的なことながら、この大名改易の執行過程のあり方を通して確認されることとなつてゐるの

である。⁽⁹⁶⁾

徳川幕府による大名改易政策の性格について、以上の点を指摘したい。そしてそれは自ずから、大名改易についての従前の理解を踏まえて定立されてきた、近世の国制の歴史像についても再検討の必要を提起するものと考える。

号)

(56) 細川家文書（藤井譲治『江戸幕府老中制形成過程の研究』第二

編九八号文書、校倉書房 平成二年）

(57) 拙著『主君「押込」の構造—近世大名と家臣団—』（平凡社昭和六三年）九〇頁

(58) 元和八年一〇月二一日付、細川忠利披露状（『熊本県史料』近世編第一冊、四〇四頁）

(48) 姫路市立図書館蔵。ここでは国立史料館の写真紙焼版（史料番号P八〇〇八一四）を使用している。

(49) 国立公文書館内閣文庫蔵、「寛永錄」（史料番号一六三一一九）

(50) 京都府淀稻葉神社蔵

(51) 前掲「寛永錄」同日条、藤井駿他編『池田光政日記』（国書刊行会 昭和五八年）同日条など

(52) 斎木雪村「会津騒動」（国史講習会編『御家騒動の研究』）、徳富蘇峰『近世日本国民史・徳川幕府統制篇』

(53) 藤田覚「寛永飢饉と幕政」一・二（『歴史』五九・六〇輯）

(54) 前掲「史料7」に見えるが如く、福島正則が広島城破却の託言をなして、一旦宥免に至った折りにも、幕府はこの事情を伝達すべく、京都所司代の板倉勝重に対し「何茂無心元可被存候間、被相尋候衆へ、右之段可被仰遣候」という指示をしている。

(55) 元和八年九月一五日付、細川三斎書状（『細川家史料』三四六

(60) 寛永九年六月三日付、幕府老中連署奉書「細川忠利宛」（前掲藤井著、第二編八三号文書）

(61) なお無嗣断絶による大名改易に際しての幕閣内の論議の模様が、寛永一四年の出雲京極家の事例について伝えられているので、参考として掲げる（『明良洪範』国書刊行会 一二〇頁）。

この出雲京極家の場合、藩主京極忠高が寛永一四（一六三七）年六月に死去したが、実子がなく無嗣断絶という族制的理由によって出雲・隱岐両国二六万四千石が収公され、甥の京極高和に新たに六万石が給されたものである。この決定過程は次のようなものであった由である。

即ち、京極家は近江の佐々木源氏の流れを汲み、この無嗣除封によつて「名家数代の祀」の断絶することを惜しんで、家名相続のために甥高和に、京極氏の近江国大津の本領分である六万石はどうを給しようという案が出され、これを巡つて幕閣での評議とな

つた。

は、昨寛永二三年に同じく無嗣除封で出羽山形三三万石を取公され、藩主の弟に三万石を給して家名の存続を認めた鳥居家の場合に準じた処置のように見える。京極家と鳥居家とは関ヶ原の戦いの折りに、共に畿内にありながら徳川方に立つて戦い籠城したが、鳥居元忠は伏見城で討ち死にしたのに対し、京極高次の方は大津城を開城している。鳥居家はその父祖の旧功によって、昨年藩主鳥居忠恒の死去で無嗣除封の時も、その弟の忠春に三万石を給したが、今度京極に六万石を給するのは過分である、としている。

幕府の元老格である井伊直孝はこれに反論して、討ち死に・開城に勝劣ないこと。また家格を論すれば、京極家は佐々木源氏の一統にして、徳川家とはもと同格同流の大名。鳥居は三河譜代であって、たとえ子孫はいか様に召し使われ、領知召し上げられて扶持米ばかりとなつても異議は唱えまじき家柄である。しかるに父祖の旧功を思し召して、鳥居彦右衛門の本領高の程を忠春には賜つたものである。よつてこれに準じて、京極に大津の本領高六万石を給するに、諸侯と譜代と格式異なるうえに、旧領といい「誰か批判申べき」と主張した。結局この井伊直孝の意見が採用され、幕閣の間で摸索されて、京極高知に播州竜野で六万石が給されたものである。

ここでも理に叶い、世間の納得と支持を期待できるような処置

料】近世篇第一、二七八頁

- (64) 寛永一七年八月一六日付、細川忠利書状〔伊丹順齋宛〕(『熊本県史料』近世篇第一、一九七頁)

(65) 前掲拙著、九〇〇頁

(66) 寛永一五年七月二日付、山内忠豊披露状〔岩崎又右衛門宛〕(『山内神社蔵、『山内御手許文書』)

(67) 〔酒井本〕幕府日記(『国立史料館、史料番号P八〇〇八一四六』)

(68) 前掲拙著、九〇〇頁

(69) 寛永一五年七月二一日付、柴田覚右衛門等連署披露状〔岩崎又右衛門宛〕(『山内御手許文書』)

(70) 『梅津政景日記』元和五年四月二五日条

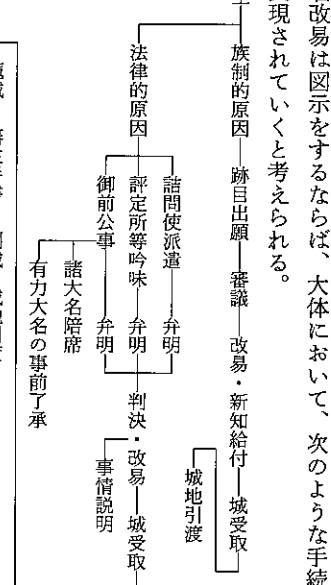
(71) 『松平大和守日記』天和元年五月二七日条(三一書房 昭和五二年)

(72) 大名改易は図示をするならば、大体において、次のような手続きで実現されていくと考えられる。

```

graph TD
    A[問題発生] --> B[法律的原因]
    A --> C[族制的原因]
    B --> D[詰問使派遣]
    D --> E[弁明]
    E --> F[判決]
    F --> G[改易]
    G --> H[新知給付]
    H --> I[城受取]
    I --> J[城地引渡]
    J --> K[事情説明]
    K --> L[弁明]
    L --> M[詰問使派遣]
    M --> N[問題発生]
    C --> O[跡目出願]
    O --> P[審議]
    P --> Q[改易]
    Q --> R[新知給付]
    R --> S[城受取]
    S --> T[城地引渡]
    T --> U[諸大名陪席]
    U --> V[御前公事]
    V --> W[評定所等吟味]
    W --> X[弁明]
    X --> Y[詰問使派遣]
  
```

なお一万一千石余で伏見奉行を勤めた小堀氏の改易について、その経緯および改易手続についでは、藤田恒春「大名『改易』の



なお一万一千石余で伏見奉行を勤めた小堀氏の改易について、その経緯および改易手続については、藤田恒春「大名『改易』」

- (62) 元和八年九月一日付 細川三齋書状「忠利宛」(『細川家史料』三四六号)

構造」（『史泉』六五号）に詳しいので参照されたい。但し、これは旗本的な小大名の改易の場合であり、國持大名クラスの改易のあり方は、これとは大分異なっている。

(73) 御前公事の事例として次のようなものを挙げることができる。

慶長一四年九月 信州川中島一二万石の松平忠輝の家臣・国老ら

対立し、大御所家康の下で公事対決。家老皆川

広照流罪。

同 一五年二月 越後春日山三〇万石の堀忠俊の長臣堀直次とそ

の弟直寄の確執、駿府で家康・將軍秀忠両者の御前で公事対決。直寄勝訴、堀家三〇万石改易。

同一年一月 越前福井六七万石の松平忠直の家臣争論、江戸城西丸で家康・秀忠御前で対決。本多伊豆守勝訴、反対家臣流罪。

同一年一〇月 石見津和野三万石の坂崎成正と伊予宇和島一二万石の富田信高との公事争論。駿府で家康・秀忠御前で対決。富田改易。

元和二年三月 陸奥会津六〇万石の蒲生忠郷の家臣蒲生源三郎と町野長門守との確執、駿府の家康の御前で対決。町野流罪。

同四年八月 肥後熊本五二万石の加藤忠広の家臣兩派の対立、江戸城大広間で將軍秀忠の御前公事。加藤美作

ら流罪。
(以上、典拠はいずれも「大日本史料」
(4) 柳川騒動については田代和生「書き替えられた国書」(中央公論社 昭和五八年)、荒野泰典「近世日本と東アジア」(東大出版

会 昭和六三年) 参照

(75) 山口県文書館蔵、「福間帳」寛永二年三月一〇日条

(76) 寛永二年三月晦日付、細川三斎書状「忠利宛」(『細川家史料』一三一八号)。この折りの御前公事および諸大名陪席の座配

図は、田代前掲書一四八頁、荒野前掲書二〇六頁に掲載されている。

(77) 「福間帳」同年三月一二日条

(78) 黒田騒動については、古くは中島利一郎「黒田騒動」(国史講習会編「御家騒動の研究」所収)があり、最近では福田千鶴「福岡藩「黒田騒動」の歴史的意義」(『日本歴史』五〇八号)がある。

(79) 「徳川実紀」寛永一〇年三月一五日条所引

(80) 「越後騒動」(北島正元編「御家騒動」人物往来社 昭和四〇年)

(81) 「松平大和守日記」天和元年六月二一日条、『会津藩家世実紀』同日条(吉川弘文館 昭和五二年)

(82) 津山市立郷土博物館蔵、松平家文書、「越後光長公御領没収之節御用控」(国立史料館、写真紙焼版史料番号Pハ一〇八一四七)

(83) 「会津藩家世実紀」天和元年六月二一日条

(84) 藤井讓治「幕藩制領主論」(『日本史研究』一三九・一四〇合併号)

(85) 淀橋葉神社蔵、稻葉家中文書、「家譜(稻葉正勝譜)」(国立史料館、写真紙焼版史料番号P七二〇八一四六)。なお天和元年の越後松平家改易の際の城地受け取り軍の構成については、村上藩

榎原家のものを詳しく知ることができます。(山田裕二「榎原氏(村上藩)の高田城受取記録」上下、『新潟県史研究』一二・一三号)。

(86) 『徳川実紀』寛永九年六月四日条

(87) 『大日本史料』元和五年六月二日条

(88) 「東武実録」元和五年六月条（内閣文庫史籍叢刊）第一巻、汲

古書院 昭和五六年）。なお「福島太夫殿御事」（改定史籍集覽）

別記類）では、福島丹波を広島城の籠城指揮官とし、また音戸瀬

戸へ出向いたのは大橋・吉村両名のほか、福島式部・水野次郎右

衛門とも合わせて四名としている。

(89) 「東武実録」元和五年六月条

(90) 寛永九年六月二九日付、細川三斎書状「忠利宛」（細川家史

料）九七九号

(91) 寛永九年六月一八日付、細川忠利書状「忠利宛」（熊本県史料）近世篇

第一、一一四頁）

(92) 「改定史籍集覽・別記部」所収「加藤肥後守忠広之事」では、

加藤家改易に伴う熊本城の明け渡しについてのくだりに、次のよう

うな後代の人物による書き込み注記が見られる。

〔慶長五庚子ノ年、和州郡山ノ城ヲ増田右衛門尉ヨリ渡辺勘兵衛ト云者ニ預ケオカレシニ〕統ノ後、増田ハ奥州ヘ流罪也、城ハ藤堂和泉守ニ請取可申様ニトテ泉州郡山ヘ取カケラル所ニ、勘兵衛申スハ、右衛門尉手判ヲ見申サヌハ渡シ申間敷ト申ニ付、泉州ヨリイソキ大坂ヘ使ヲシカハシ右衛門尉手判ヲトリ勘兵衛ニ見

スルニヨリ、無相違城ヲ渡シケルナリ、サテ又福島右衛門大夫流罪ノ時モ、上使ノ衆失念、右衛門大夫手判ヲ持キタラサルユヘ、

福島家老トモ手判ナクハ城ヲ渡スマシキト申ニヨリ、江戸ヘ急ニ申ツカハシ左衛門大夫手判ヲトリ家老共ニ見セテ、無相違城ヲ請取タリ、此二度ハ事有之後ハ、イツモ手判ヲトリテ、留守ノモノニ

見スルニヘシ、何事モナシ」（同書 七七一頁）

慶長五年の増田家の郡山城の件については、その事実関係を詳らかにしないが、この注記が語るところ、元和五年の福島家の広島城の時以来、この明け渡し作法が確立されていったと見られるであろう。

(93) 『徳川実紀』寛文六年五月三日条

(94) 「会津藩家世実紀」天和元年六月晦日条

(95) なお参考までに、元禄一四年の播州赤穂城の明け渡しの折りの書付を掲げておこう。これは藩主浅野長矩が切腹死去して不在のため、長矩の従兄弟たる戸田采女正氏定（美濃国大垣一〇万石）から次のような判物が出されている。これは藩主不在時の開城墨付の事例としても興味深いものである。

「多川九右衛門、月岡清右衛門以兩使、被差越御紙面之趣、家中之面々無骨之至候、御当地不案内故に候、内匠日来奉重ニ公儀被致勤仕候段、各存知之事に候、内匠え家中奉公之筋は速に其地を引払、城無溝相渡候儀、内匠日来之存念にも可相叶候間、不及申候得共、追々差図之通、被相守早速穩便に被退候段、肝要之事候、此旨家中之面々承知之可有納得者也、

四月五日

戸田采女正印判

浅野内匠

家老中 番頭中 用人中 目付中 懿家中

追啓御当地に詰合之面々えへ最初より右之旨申語候、以上」

〔赤城土話〕（改定史籍集覽）別記類）

(96) 田原嗣郎『赤穂四十六十論』（吉川弘文館 昭和五三年）においても、赤穂浪士の行動の中に、「主君の主君は主君でない」と

いう、封建的主従関係を規定する重層的な支配原理を認めることができるとして、その観点において、幕藩制的な政治秩序を理解すべきことが指摘されている。

〔了〕

付記

本稿作成に際しては松江城城山管理事務所その他、閲覧の便宜を与えた各方面的史料保存機関に対し、厚く御礼申し上げる次第である。また本稿の内容について討議批判を加えて頂いた幕藩研究会の諸氏に謝意を表わすものである。なお本稿の内容は既発表の拙稿「日本近世社会の新しい歴史像を求めて」（『日本史研究』三三三号）に関連している。併せ御覽頂ければ幸いである。